

- 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和4年度)」に基づき、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者(以下「未指定事業者」という。)に対し、グループ内事業者への優先的な取扱い等について把握・検証するため、ヒアリングを非公開で実施。
- 以下の項目についてプレゼンテーションを行っていただき、質疑応答を実施。

【MVNO委員会】

1. 移動系通信市場における公正競争上の懸念

【未指定事業者】

1. 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要
2. 電気通信業務についてのグループ内事業者との取引の概要
3. 電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方の概要
4. その他公正競争上の懸念等

【参考】令和4年度年次計画(抜粋)

○ 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和4年度)(令和4年8月31日)

3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

なお、令和3年度検証では、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者(以下「未指定事業者」という。)に対し、当該指定を受けていなくとも、継続的に、グループ内事業者への優先的な取扱い等についての検証を行うこととされた。そのため、令和4年度も、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表6(3)③に基づき、未指定事業者を含む関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じ、グループ内事業者への優先的な取扱い等について、広く把握・検証する。

(2) 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に当たっての観点

② その他

なお、未指定事業者に対し、グループ内事業者への優先的な取扱い等について把握・検証するため、ヒアリングを非公開で実施する。ヒアリングに当たっては、令和3年度検証の結果も踏まえ、主に以下の観点の確認を行うこととする。

- ・ 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要
- ・ 電気通信業務についてのグループ内事業者との取引の概要
- ・ 電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方の概要